

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年10月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600043号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第1600011号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和40年3月までの請求期間、昭和55年4月から昭和58年3月までの請求期間及び昭和60年4月から平成3年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和40年3月まで  
② 昭和55年4月から昭和58年3月まで  
③ 昭和60年4月から平成3年10月まで

昭和35年6月頃に私がA市役所で国民年金の加入手続を行い、請求期間①の国民年金保険料は私、請求期間②及び③の保険料は私又は元妻が、自宅に来ていたA市の集金人に2、3か月毎に納付していたと記憶している。

当時、私は所有する不動産の一部を賃貸する等して収入を得ており、固定資産税等支払うべきものはきちんと支払っていたので、国民年金保険料の納付を行わない訳がない。年金記録において請求期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前について、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者には、現在基礎年金番号として管理されている記号番号(\*)のほかに、別の記号番号(\*\*)が払い出されていたことが確認できる。

請求者は、昭和35年6月頃にA市役所において国民年金の加入手続を行ったと

主張しているが、上記二つの記号番号の前後に係る被保険者状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、記号番号（\*\*）は昭和 39 年 2 月頃に、記号番号（\*）は昭和 41 年 4 月頃にそれぞれ A 市において払い出されたものと推認される上、請求者に対し当該二つ以外の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、国民年金の加入手続は、昭和 39 年 2 月頃及び昭和 41 年 4 月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が相違している。

また、A 市は、昭和 50 年 3 月に国民年金推進員（集金人）による国民年金保険料の戸別徴収を廃止し、同年 4 月以降は納付書により納付する自主納付方式に変更している旨回答しており、同市の国民年金推進員は請求期間②及び③には存在していないことから、請求者又は元妻は、当該推進員に請求期間②及び③に係る国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、記号番号（\*\*）が払い出されたと推認される昭和 39 年 2 月頃の時点では、請求期間①のうち昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料は時効により納付することができず、昭和 37 年 1 月から昭和 38 年 3 月までの保険料は過年度納付することが可能であったが、請求者は、保険料を請求期間①において 2 か月毎に納付していたとしており、オンライン記録によると、同記号番号に係る国民年金被保険者期間（昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 42 年 3 月 10 日まで）は保険料の未納とされている上、記号番号（\*）に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び過年度納付記録簿において、請求期間①、②及び③は保険料の未納とされており、請求者又は請求者の元妻が当該請求期間に係る保険料を納付していた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間②及び③に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の元妻に照会したが回答を得られず、同人から請求者の当該請求期間に係る保険料の納付状況について確認することができない。

その上、請求期間①、②及び③は、合計で 13 年 7 か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、オンライン記録によると、請求者には、請求期間①、②及び③以外にも複数の国民年金保険料の未納期間が確認でき、請求者が、当該請求期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。